

《主な農業制度資金》

※○は対象 △は一部対象

農業制度資金名	利用者	融資機関	融資限度額	融資率 (%)	返済期間 (うち据置期間) (原則)	農地の取得等		施設・農機具の取得				農畜産物購入		新規就農		運転資金		災害による経営資金	負債整理	備考	
						農地の取得	農地の賃貸	農地改良・造成	農機具の購入	の農畜舎・温室等の農業用施設等の建築	農機具の賃貸	加工・販売施設	果樹・花木の植栽・育成	家畜の購入・育成	農業技術等の研修	就農の準備	長期運転資金				短期運転資金
農業経営改善関係資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1)	個人3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)	100	25(10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○							人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定農業者等は貸付当初5年間の実質無利子化措置が利用可能
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2) 認定新規就農者 (注3) 等	個人1.5億円 法人・団体5億円	80	25(3)	○	○	○	○	○	○	○	○				△				
	農業改良資金 (注4)	個別法 (注5) に基づく農業改良資金融通法の特例適用者	個人5,000万円 法人・団体15,000万円	100	12(5)		○	○	○	○	○	○	○					△			
	農業近代化資金	認定農業者 (注1)	認定農業者 (注1) 主業農業者 (注2) 認定新規就農者 (注3) 等	個人1,800万円 法人・団体2億円	100	15(7)		○	○	○	○	○	○	○				○			
		主業農業者 (注2) 認定新規就農者 (注3) 等			80	15(7)		○	○	○	△	○	○						△		
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者 (注1)	農協等	(一般経営) 個人500万円 法人2,000万円 (畜産又は施設園芸経営) 個人2,000万円 法人8,000万円	100	1		○				○	○						○			
新規就農者向け資金	青年等就農資金	認定新規就農者 (注3)	日本政策金融公庫 (民間金融機関による融資も可)	3,700万円 (特認限度額1億円)	100	12(5)		○	○	○	○	△	○	○		△	○				
災害対応関係資金	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者 (注1) 主業農業者 (注2) 認定新規就農者 (注3) 等	日本政策金融公庫 (民間金融機関による融資も可)	600万円 (簿記記帳農家:年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額)	—	10(3)												○			
農業負債整理関係資金	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2) 認定新規就農者 (注3) 等	日本公庫	制度資金の負債は経営改善計画期間中の5年間	—	25(3)														○	
	農業経営負担軽減支援資金	農業所得が総所得の過半を占めるなどの条件を満たす農業者	農協等	営農負債の残高	—	10(3)															○

(注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半 (法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半) を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上 (法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上) であること等の条件を満たすものです。

(注3) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

(注4) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画 (農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画) に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。

(注5) 個別法 (略称) は次のとおりです。

持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法